

岐阜県感染症対策基本条例

基本理念（第3条関係）

- 1 感染症対策は、**迅速かつ的確に、徹底**して行われなければならない。
- 2 感染症対策は、行政機関、医療機関、事業者、県民等が一体となった「**オール岐阜**」の体制の下、相互の理解と協力により行われなければならない。

<条例制定の背景>

新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大や、新たな感染症の発生に備えるため、これまでの取組みを踏まえ、感染症対策の基本的な考え方や推進体制に関する枠組みを明確にしておく必要がある。

I 県の責務・関係者の役割等

- 1 県の責務（第4条関係）
 - ・ 感染症対策の総合的かつ計画的な実施
 - ・ 実施に当たり各分野に充分配慮し、県民等の理解と協力を得るよう努力
 - ・ 感染症対策を県政の最重要課題と位置付け、予算、人員を重点的に配分
- 2 市町村との連携等（第5条関係）
 - ・ 市町村が行う地域の実情に応じた感染症に関する施策への支援
 - ・ 市町村との緊密な連携
 - ・ 国及び他の都道府県との協力
- 3 医療機関、事業者、県民の役割（第6～8条関係）
 - ・ 感染症の予防、拡大防止
 - ・ 感染症対策への協力

II 推進体制

- 1 感染症対策本部（第9条関係）
 - ・ 感染症対策の具体的な施策の方針決定
- 2 感染症対策協議会（第10条関係）
 - ・ 感染症対策の具体的な施策の実施に必要な協議
- 3 専門家会議（第11条関係）
 - ・ 常設とし、感染症対策の実施及びその状況の検証に当たり、専門的な知見に基づく意見を聴取

III 感染症対策等

- 1 感染症対策（第12条関係）
 - (1) 感染症の予防等に関する普及啓発
 - (2) 感染症に関する情報の提供
 - (3) 県民及び事業者からの相談に応ずる体制の確保
 - (4) 検査体制の整備
 - (5) 病床の確保その他の医療提供体制の整備
 - (6) 医療資材の確保等
→上記施策の実施状況について適宜検証
- 2 県民及び事業者に対する支援（第13条関係）
 - ・ 県民の生活及び事業を守るために必要な施策の実施（物資の安定供給、雇用の維持、事業活動の継続等）
- 3 差別的取扱い等の禁止（第14条関係）
 - ・ 感染症のり患、そのおそれ等を理由とした不当な差別的取扱い、誹謗中傷の禁止

IV その他（附則）

- ・ 本条例は公布の日（令和2年7月9日）から施行
- ・ 岐阜県新型インフルエンザ等対策本部条例の廃止